

鹿沼市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和元年12月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 谷中恵子

1 監査の期日

令和元年8月23日

2 監査の対象団体

鹿沼共同高等産業技術学校運営会  
鹿沼市防犯協会

3 監査事項

平成30年度に交付した下記補助金についての出納その他の事務の執行状況

対象団体	補助金等の名称	補助金額
鹿沼共同高等産業技術学校運営会	鹿沼共同高等産業技術学校運営会交付金	2,611,000円
鹿沼市防犯協会	鹿沼市防犯協会補助金	1,506,000円

4 監査の方法

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係諸帳簿との照合・確認を行い、さらに関係職員から説明を聴取し、適正かつ効率的な事務処理がなされているかどうかの主眼をおいて実施した。

5 監査の結果

補助金に関する予算の執行状況並びに事務処理は、その目的に沿って行われ、経理事務についてもおおむね適正に執行されたものと認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

以下、対象団体の補助対象事業の概要を記述した。

(1) 鹿沼共同高等産業技術学校運営会

「職業能力開発促進法」に則り設置された学校の維持管理と貸館業務を主な業務としている。「木造建築科」、「建築板金課」、「建築設計課」を置き、就職するための職業訓練対策ではなく、既就労者が技術を向上するため、就業時間外の時間をあて学んでいる施設である。さらなる技術の向上と継承のため、予算内で健全な経営を今後も引き続きお願いする。

補助対象事業費は 20,374,058 円で、市交付金 2,611,000 円を交付。補助対象事業費に対する交付金の割合は 12.8%である。

(2) 鹿沼市防犯協会

市民の防犯に対する関心を喚起し、種々の犯罪を予防するため、警察、市役所相互の連携をとり、犯罪の予防検挙に対する協力し、「けいさつだより」の発行、青少年の非行防止及び健全育成活動することを目的とする「防犯ポスター」・「防犯マップ」の公募受付をしている。

補助対象事業費は 1,957,000 円で、市補助金 1,506,000 円を交付、補助対象事業費に対する補助金の割合は 77.0 パーセントである。

6 指摘事項及び意見

指摘すべき事項はなかった。